

平成 21 年 11 月 6 日

各 位

上場会社名 株 式 会 社 ア ガ ス タ
(コード番号: 3330 東証マザーズ)
(URL <http://www.agasta.co.jp>)
本社所在地 東京都墨田区両国一丁目 10 番 7 号
代表者名 代表取締役社長 鈴木 康 二
問合せ先 取締役管理本部長 田 中 郁 恵
T E L 03-5625-6221

当社の完全子会社化のための定款の一部変更等及び全部取得条項付株式の 取得に係る承認決議並びに基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 8 日付「当社の完全子会社化のための定款の一部変更等及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」（以下、「平成 21 年 10 月 8 日付プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日開催の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）において、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得に係る議案を付議いたしましたところ、いずれの議案についても承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得に係る議案が本臨時株主総会及び本種類株主総会において承認可決されましたので、当社普通株式は株式会社東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当し、平成 21 年 11 月 6 日から平成 21 年 12 月 6 日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、平成 21 年 12 月 7 日をもって上場廃止となる予定です。

また、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の全部の取得に関する決議に基づき、平成 21 年 12 月 9 日を基準日として定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主（ただし、当社を除きます。以下、「全部取得条項付普通株主」といいます。）をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、その取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 2,500 分の 1 株の割合をもって当社 A 種類株式を交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更等の内容

当社は、平成 21 年 10 月 8 日付プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、総称して「本定款変更等」といいます。）に係る議案を、本臨時株主総会及び本種類株主総会に付議いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式（A種種類株式）を発行する旨の定めを新設する。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式について、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる全部取得条項（以下、「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設する。（なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」としております。）
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、その取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対してA種種類株式を交付する。

なお、上記①ないし③に加え、本店の所在地を東京都港区から東京都墨田区に変更するための定款変更議案についても本臨時株主総会に上程し、原案どおり承認可決され、それをもって既にその効力が生じております。

2. 定款一部変更の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款変更等①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり、承認可決されました。本定款変更等②は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。（なお、これらの議案の詳細につきましては、平成 21 年 10 月 8 日付プレスリリースをご参照ください。）

(2) 定款変更の効力発生

本定款変更等①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって既に生じております。本定款変更等②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決をもって平成 21 年 12 月 10 日に生じます。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款変更等③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役にご一任いただくことを含めて、本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成 21 年 10 月 8 日付プレスリリースに記載のとおり、会社法第 171 条並びに本定款変更等①及び②による変更後の当社定款に基づき、全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、その取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対してA種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 2,500 分の 1 株の割合をもって交付するというものです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本定款変更等②に係る定款変更の効力が生じることを条件として、平成 21 年 12 月 10 日に生じます。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、当社は、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、上記のとおり本日開催の取締役会において基準日として定めた平成 21 年 12 月 9 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式 2,500 分の 1 株の割合をもって交付します。これにより、NIS1 株式会社（以下、「NIS1」といいます。）を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数が切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付株主の皆様へ交付します。この売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を NIS1 に売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、上記基準日（平成 21 年 12 月 9 日）において全部取得条項付普通株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 24,500 円（NIS1 が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

5. 日程の概要（予定）

平成 21 年 11 月 6 日（金）	本定款変更等①（種類株式発行に係る定款変更）の効力発生日
平成 21 年 11 月 6 日（金）	整理銘柄への割当て
平成 21 年 11 月 9 日（月）	本定款変更等②（全部取得条項に係る定款変更）の通知公告
平成 21 年 11 月 9 日（月）	本定款変更等③（全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付）の基準日設定に関する公告
平成 21 年 12 月 4 日（金）	普通株式の売買最終日
平成 21 年 12 月 7 日（月）	普通株式の上場廃止日
平成 21 年 12 月 9 日（水）	本定款変更等③（全部取得条項付普通株式全部の取得及び A 種種類株式交付）に関する基準日
平成 21 年 12 月 10 日（木）	本定款変更等②（全部取得条項に係る定款変更）の効力発生日
平成 21 年 12 月 10 日（木）	本定款変更等③（全部取得条項付普通株式全部の取得及び A 種種類株式交付）の効力発生日

以上